

平成26年 第15回帯広市教育委員会会議録

1. 平成26年7月22日火曜日 9時30分～10時40分
帯広市教育委員会会議を帯広市役所 教育委員会室に招集する。

2. 本日の出席委員

教育委員長	田 中 厚 一
教育委員	市之川 敦 子
教育委員	門 屋 充 郎
教育委員	伊 藤 成 昭
教 育 長	八 畝 祐 子

3. 本日の議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 報告第18号 帯広市新総合体育館建設基本計画（骨子案）について【非公開】
そ の 他

田中委員長

これから、平成26年第15回帯広市教育委員会会議を開会いたします。

出席委員は全員であります。

会議は成立しております。

ここで諸般の報告をいたします。

(服部課長 報告)

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、門屋委員及び伊藤委員を指名いたします。

ここで会議の進め方についてお諮りいたします。

次の日程第2の案件については、帯広市教育委員会会議規則第16条第1項第6号により、非公開にしたいと存じます。

これにご異議ありませんか。

各委員
田中委員長

異議なし。

ご異議なしと認め、そのとおり取り扱いたします。

これより会議を非公開といたします。

日程第2、報告第18号、帯広市新総合体育館建設基本計画（骨子案）についてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。

敦賀 室長

報告第18号、帯広市新総合体育館建設基本計画（骨子案）につきましてご説明させていただきます。議案書3ページ、4ページでございます。この骨子案は、今年度、基本計画を策定していくこととしておりますけれども、その骨組みとなる施設の方向性について、一定の整理をしていくために作成したものでございます。昨年度、実施しました基本調査におきまして、資料1の基本コンセプトとして、(1)の健康スポーツ都市宣言の推進をはじめとする4つの事項を掲げ、また2の施設の基本方向では、年間160日ほどの大会が開催されております、現総合体育館の実態等を踏まえ、(1)として、日頃の練習や取組みの成果を発表できる場を基本に、(2)身近な地域スポーツをささえる場、(3)人々がふれあい、スポーツに興味をもてる場、(4)教育施設や防災施設などの場といった施設の基本的なあり方を示しました。この基本調査結果をもとに、今年度に入り、現総合体育館を利用されている親子や教室への参加者、競技団体や障がい者団体などから、ソフト、ハード、両面に関するご意見をいただくとともに、庁内関係部課と意見交換を重ねてまいりました。基本計画においては、基本調査でお示しした基本コンセプトや施設の基本方向を実現するため、施設のハード面のみならず、ソフト面のあり方を整理していくこととなりますが、まず、施設のありようについて様々な要望がございますことから、このたび骨子案として、新たな体育館としての基本機能を示すこととしたものでございます。その内容につきましては、3の基本機能でお示ししております。1

の競技・イベント機能から、裏面の6の駐車場まで、考え方を示すとともに、必要と考えられる施設・設備を示し、望まれる施設については、検討事項としてお示ししております。こういった整理のもと、基本計画の策定においては、まず、ハード面の整理として図面や経費積算をしていくことができるものと考えております。3の基本機能について具体的にご説明いたします。まず、1の競技・イベント機能では、様々な人が気軽に利用できるスポーツ活動の場として、また、多様な競技スポーツが行える場として、現総合体育館の機能を引き継ぐとともに、現総合体育館では面積、施設的に不足する部分がございますので、そういったところを補い、今日のニーズに応えられるよう配慮するほか、大規模なスポーツイベントなどの用途にも、一定の対応ができる機能を持たせることとし、必要な施設・設備として、バスケットボールコート3面分程度のメインアリーナ、バスケットボールコート1面分程度のサブアリーナを中核施設とすることを考えております。この規模とすることで、近年ニーズの高い、フットサルやハンドボールの公式戦の開催が可能になります。このほかの必要な施設としては、現総合体育館においても設けられている施設・設備を中心に過大なものにならないよう配慮しつつ、基本となる施設・設備を示しております。また、(3)検討事項等として、現総合体育館においても武道の利用がございますので、メインアリーナの分割活用、サブアリーナやこの後ご説明いたします、多目的室の併用等を検討し、その役割を果たしていく方向を示しております。2の観覧機能では、だれもが気軽にスポーツを観覧できる場として、観て楽しむという観点からも個人利用を促進しようとするものです。必要とする設備につきましては、メインアリーナでの観覧席の設置、車椅子専用の観覧スペースの確保を示しておりますが、その席数、スペースの広さについては、サブアリーナの観覧席とともに検討してまいりたいと考えております。3の健康増進・交流機能では、健康維持・増進、体力・競技力向上など、市民の多様なニーズに対応できる機能を持たせるほか、体育館を利用する市民同士が交流・休憩でき、だれもが身近に憩い・交流できる場として、また、地域の人づくりの支援の核となるような機能を持たせることとし、必要な施設・設備として、トレーニング室、健康・体力相談室、幼児体育室等を示しております。また、交流を促す談話室やラウンジのあり方のほか、サブアリーナとの関係等とも調整しつつ、多目的室やスタジオのあり方について検討していくこととしました。4の管理・サービス機能では、利用者の安全性や利便性に加え、管理・運営上必要な設備や諸室、スペースなどを確保することを示し、必要な施設・設備として、エントランスホール、ロビーのほか、会議室や研修室等を示しております。特に、各体育団体、総

合型地域スポーツクラブの事務・交流の場を設けることも検討してまいりたいと考えております。次に、裏面になりますが、5、災害時の防災機能では、現総合体育館と同様、大規模地震等の災害時に指定避難場所の機能を維持しつつ、必要な諸室・設備等について、関係部課と整理してまいります。6、駐車場では、障害者や親子連れなどが利用しやすい動線確保などに配慮することとし、また、現総合体育館において、車の出入りなどが不便という声に対応した方策を検討していくことと考えております。基本機能についての考え方などは以上でございます。次に、4、敷地概要・想定施設規模は、基本調査でもお示ししておりますが、建設場所として、現在地に隣接する啓北公園を加えた土地を適地とするとともに、施設の想定規模としては、延床面積約12,000㎡としているところでございます。これは3でお示しした基本機能から想定される面積として、湿原の風アリーナ釧路の延床面積が約14,000㎡、現在建設中の函館アリーナの15,600㎡を参考にしたものでございます。5は基本計画の構成案を示しております。(1)の具体的な必要機能におきましては、これまで示した施設・設備といったハード面のみならず、ソフト面のあり方も示していきたいと考えております。(2)の施設構成以下、(5)の基本計画図までは、施設の効率的な利用を検討しつつ、規模や建設費が過大なものとならないよう検討していきたいと考えております。(6)の運営方針につきましては、施設の運営にあたって、現総合体育館の運営方式でございます指定管理者制度の継続など、施設の運営を民間に委ねる場合も想定し、新たな総合体育館での本市スポーツ施策の実現方向について、位置付けを示してまいりたいと考えております。6では今後のスケジュール案を示しております。先の6月議会定例会におきまして、基本計画策定関連経費について、補正予算が成立しましたことから、今後、関係機関・団体との協議や調整を進めるとともに、庁内関係部課会議において考え方を整理し、9月には中間報告という形でお示ししたいと考えております。そこで更に各方面からご意見を伺い、11月には基本計画(案)として取りまとめ、パブリックコメントを経て、来年1月には最終報告をしてまいりたいと考えています。また、建設・管理・運営方式の選択肢として、PFIによる手法と既存公共による手法を比較検討するため、PFI導入可能性調査を並行して実施してまいります。PFI導入可能性調査につきましては、来年1月に取りまとめ、現在、本市において策定中のPFI導入ガイドラインに沿い、2月にはPFI導入の可否について判断をしてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

田中委員長

これから質疑に入ります。

それでは細かく見させていただきたいと思います。最初に1、基

本コンセプトから、ここで何か質疑はございませんか。

確認なのですが、帯広市は健康スポーツ都市宣言をしていると思いますが、宣言した時期と経緯について教えてください。

西尾 主幹

帯広市ではスポーツ施設等の整備ということで、帯広の森に施設群を設置してきてございます。まず、健康スポーツ都市宣言につきましては、昭和63年10月10日体育の日に宣言してございます。今のような施設整備が目前に迫っているということや翌年国体が行われるということがあって、市民のスポーツへの盛り上がり、それを通じました市民の健康増進を目標に宣言したと聞いてございます。我々もその宣言に則りまして、今も政策を継続しているということでございます。健康スポーツ都市宣言の目標もございませうけれど、その実現に向けて努力しているところでございます。

田中委員長

昭和63年というと、もう26年くらい経ってしまっていて、市民にあまり馴染みがなくなってしまったのではないかという気がいたします。これを機会に健康スポーツ都市宣言をPRすべきではないかと思って伺っておりました。何かお考えはありますか。

敦賀 室長

健康スポーツ都市宣言につきましては、これまでもスポーツ賞・スポーツ奨励賞の際に市民憲章と並んで改めて皆さんに唱和していただいております。先般の総合体育館の基本調査の報告書にも改めて掲載をさせていただいておりますし、毎年スポーツフェスティバルを行っており、そちらのパンフレットにも掲載するなどPRには努めてきておりますけれど、内容について広く市民に行き渡っているかということ、スポーツ関係者以外は目に触れる機会が少ないと思っておりますので、改めてお話ししてまいりたいと思っております。スポーツ都市宣言の内容につきましては、スポーツを続ける上でも、まちづくりの中では普遍的なものであり、内容は特に陳腐化しているとは考えておりませうので、改めて皆さんに目に触れたり耳にしたりする機会を設けてまいりたいと考えてございます。

田中委員長
門屋 委員

ありがとうございます。

今のことに絡んで、26年前に作られたものであれば、今回の基本機能の(1)障がい者や高齢者、大人から子どもまでとありますが、都市宣言の中にすべて含まれていると私は理解していたのですが、敢えてここで言わないといけないのは、その時代はそれほど意識されていなかったという内容なのかどうか教えてほしいと思います。と言うのは、こういうことを書かなければいけない時代背景があるということは分かります。要はどんな人でも、すべての市民ということで表現されているとすれば、当たり前のことをもう一度確認しないといけないという作業があるにしても、そういった宣言になっているのかどうか教えていただきたいと思っております。

敦賀 室長

健康スポーツ都市宣言については、すべての市民という捉え方で

当時、昭和63年に宣言しております。その後に整備された施設がユニバーサル基準になっているかという、補修して直しているものもありますし、その時代の障がい者の方のスポーツの競技種目は限定されていた部分もあって、ある程度対応できたこともあります。施設そのものとして、どのような競技でも対応できるのかという、その時代では工夫はされてきておりますけれど、十分ではございませんでした。特に総合体育館につきましては、昭和49年の設置でございますので、スロープについてはまだ要請のない時代でした。その後、入り口等には整備しておりますけれども、他の部分については段差が非常に多くあります。特に総合体育館については、敢えて明示をしていく必要があると考えて、今回こういった表現をさせていただいております。

門屋 委員

すべての市民ではあるけれども、こういう言葉を使うときついですが、その人たちはある意味、現実には排除されて構造物が建てられてきています。バリアフリーが問題になった以降は修繕をしながらきているということ。そういう意味から言うと、宣言をした時代背景がそうであったということは十分に承知しているわけですが、むしろ3の1の(1)の考え方で、宣言の中ですべての市民とは言いながらも、言いわけを付け加えて、今やこういう人たちもすべてなんだということの確認を一々しなければいけない時代に入っていると実は思っているわけです。ややこしいことをお願いして大変ですが、そう思っております。

敦賀 室長

施設構造的にはおっしゃるとおりだと思います。ただ、5月に東京オリンピック・パラリンピックの推進室長の平田さんという方が来られて、市内の各施設の利用状況や障がい者スポーツに係わっている方々の意見交換をする場が設けられたのですけれど、帯広・十勝は珍しいという話をいただきました。それは施設整備が十分でなくても、障がいのある方もない方も同じ場所でスポーツをしている。施設設備が十分でなくても人の力で協力し合ってやっている。先般の車椅子カーリング、車椅子バスケットもそうですし、ブラインド卓球なども、早い時代から整備させていただいておりますし、全国に先駆けて、スポーツ賞・スポーツ奨励賞については、障がい者スポーツで一定の成績を収められた方も対象とさせていただいております。ただ、施設面においては、おっしゃるとおりそういうことを想定した造りはしておりませんでした。特にスポーツ都市宣言をする以前の総合体育館については、障がいのある方だけでなく、高齢者の利用の想定もしていなく、段差が大きく、そういった部分については、明確に謳っていく必要があると私どもは考えておりますし、要望やご意見もかなり出てきておりますので、改めて整理をしてまいりたいと考えております。すべての施設において、不足する部分

は今でもございますけれど、心のユニバーサルということも含めて全体的に考えていく必要性があると思っております。施設整備に関して、ことさら強調してしまうと、帯広にあるすべての施設に関して、もう一度再点検ということになりますので、基本計画の中ではソフト面についても記述をしてまいるということ、更には東京オリンピック・パラリンピックの機運を全国的に高めていきたいという話もございますことから、そういった取組みも含めて、ユニバーサル、障がい者、高齢者の方、子どもたち、言わなくても自然に動けるようなスポーツ環境というのをこれからも進めてまいりたいと考えております。

門屋 委員

大変ありがたいお話です。この間もそのお話が出ていました。私はハードを全部変えるということがいいとは思っていません。基本的に今のような心のユニバーサルという言葉で表されるように、1の(2) ささえるスポーツの部分で、機能を市民全体が果たしていくこと、段差があっても私は構わないです。それを機能としてささえることでやっていくことができればいいので、それを今お話いただき、確認することができましたのでうれしく思います。ちなみに、このするスポーツについては、基本機能の中にほぼ含まれ、みるスポーツについては、観覧機能の中に含まれるとすれば、ささえるスポーツとして、1つ起こしてもいいのではないかと考えております。今の話しも含めて、ささえるスポーツというのは何かということをして1つ起こすべきではないかと感じていますがいかがでしょうか。

敦賀 室長

この部分については、ソフト面が中心になってこようかと思っておりますので、この後、中間報告に向けて整理してまいりたいと思っております。

門屋 委員

よろしくお願ひします。

伊藤 委員

基本コンセプトの部分ですが、先ほどの説明で施設を造るにあたっては過大にならないようにということを常におさえて進めていくということは大変素晴らしいことだと思います。建物をイメージした場合、四角のものか丸いものができるのかイメージしたいのですが、様々な機能を備える各部屋について、座席の斜めのところをすべて部屋にするのか別に造るのか、まだ早いかもしれませんが、できるだけコンパクトに過大にならないようにすべきだと思います。立体図形をイメージしたいので、もし、あればお話いただきたいと思ひます。それと(4) 圏域スポーツの推進について、現在も何らかの形で行われているのだと思ひますが、具体的にはどういった協力体制なのか、課題があるとすればどんな点か、それをクリアして、今後、新総合体育館はどんな方向でいくのか、教えていただければと思ひます。

敦賀 室長

施設の具体的な配置については、今回の基本計画の中でおおよそのイメージということで、そのまま実物になるかということ、次の設

計というレベルになってきます。基本機能の中でも少し書かせていただいておりますけれど、間仕切り、多目的利用ということで、できるだけコンパクト化はしていきたいと考えております。最近、造られている体育館ですと、伊藤委員も先ほどおっしゃったように、観覧席の下に会議室を設けたり、逆に上に設けたり、観覧席そのものを引き出し式にしてみたり、普段の利用と大会時の利用をうまく調和させるなどいろいろ検討されております。施設は大きくしようと思えばいくらでもできるものですから、うまく調和が取れるような形に考えていきたいと思っております。また、圏域スポーツの関係ですけれども、現状では年間160日ほど開催されている大会の中で、帯広市総合体育館のみでは収容できない大会が結構ございまして、近隣の音更町、幕別町、芽室町の施設と併用させていただきながら実施しております。総合体育館が大きくなったから全部帯広市のみでやるということではなく、主催者の調整もありますけれども、連携してやれるものはやっていきます。大会の施設間の調整ということについては、主催者がそれぞれ調整をしているパターンがほとんどなのですが、総合体育館の連絡機能を近隣の町村と日常的にスムーズに行える体制を作りながら、更に総合型地域スポーツクラブを新しい総合体育館にも設置したいと考えておりますが、現在もスポーツ教室等には帯広市民だけではなく、近隣の町村の方もいらっしゃっておりますので、そういったところも視野に入れながら、ソフト面でも展開していければと考えております。

伊藤 委員
門屋 委員

分かりました。

今の市町村などの圏域スポーツについて、帯広市が何かしようとするときに近隣町村の方も利用する方が結構いることになりますから、単に17万人口ではないという考え方、逆に近隣の施設を使うということで補い合うということもあると思っておりますが、人口割りのスポーツ施設の面積比というのはどこかで出しているのでしょうか。例えば、帯広市内のスポーツ施設を17万で割った面積、函館や釧路は少し大きめですし、全体の施設で比較できるものというのはあるのでしょうか。

敦賀 室長

人口に比してどれくらいの規模の施設があるべきなのかということは、恐らく全国的にもそういう整理をされているものはないと思っております。人口というよりも、そこにある総合体育館がどの辺をターゲットにしているのか、帯広では市民の日常の利用をターゲットとしているのか、公認の大会で卓球とかフットサルなど広さがルール上決められているものがあります。帯広の体育施設すべてそうなのでありますが、十勝レベルの大会が開催できる規模を十勝管内で比較検討した結果、全道大会、全国大会に通じる十勝レベルの大会が開ける大きさの施設は帯広にしかございません。これまでも建替え

をするときに、公認がとれるレベルのものを造ってきております。仮に近隣の町村に公認がとれる施設があれば、場合によっては、人口の動態、利用者の実情を踏まえて縮小するということも考えられますけれど、現状においては、本市の体育施設はほとんどそういった状況にあるということで、今回も圏域、少なくともオール十勝の大会には対応できる規模を持っていなければならないと考えております。ここ最近、アリーナ標準というのが室内競技団体の全国レベルの組織で、アリーナの大きさのあり方について観客数を中心に示されておりまして、一定の大会ができる規模はこれくらいで、それに対応した観客数は3千人規模が必要ですよというように示され方をしておりますけれど、一応の目安ということで、それぞれの体育館が置かれている現状、市町村の場所によって、それぞれ創意工夫が必要だというご意見になってございます。

門屋 委員

その観点はよく理解できるのですが、私が申し上げたいのは、市民が税金を使って運動施設を造る時に、運動施設ばかり多い市町村とか、そういった偏った使われ方を比較する表し方がないのかなと思って、お聞きしたかったものですから。それはないということですね。分かりました。

田中委員長

それでは、2の施設の基本方向について、何かご質問はございますか。

伊藤 委員

(2)に関連することですが、様々なここに出ている基本機能や施設等については、体育館の内側だけが目立つ形で書かれていますけれど、敷地の利用について、これも過大になってはいけません、日常的に親子や高齢者の様々な方々が太陽の下で敷地の外側にジョギングコース、あるいは散歩コースとか、また、憩いの場などがあると、非常に健康増進のためにはいいし、内側ばかりでなく外側でも活用できるということも、施設の基本方向の中にあったらどうかと思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

敦賀 室長

骨子案の裏面の4の下に図面が載っていると思います。薄くて分かりづらいかもしれませんが、黒い太い線で囲っているのが現総合体育館と啓北公園の敷地です。そのすぐ上に弓状の点線があると思います。その更に上は国道なのですが、この弓状の道路は国道の下を通過して河川敷に抜けていくことができる道路です。これは通常は河川の管理用の道路なのですが、日常は自転車や歩行者が通るということで自転車の大会も開かれております。今の総合体育館は構造上、裏にすぐに出られるようにはなっていないのですが、こういった道路も活用して河川敷の運動施設に抜けられるということになると、総合体育館でウォーキングアップをして、ウォーキングやジョギングに出て行くということも考えられます。また、啓北公園についても約1ヘクタールございますが、これをまったくゼロにす

るということではなくて、太陽を浴びながら交流をしたり、準備体操をしたりというような場所として活用できる緑地も造っていきたいと考えております。この辺の基本的な部分につきましては、今後、基本計画図を作成する中で、一定の整理をしてまいりたいと考えておりますが、こういったことも含めて検討した結果、基本調査の中で5カ所ある候補地の中で、ここが一番優位性が高いということも話しておりますので、この辺については外すことなく明確に謳ってまいりたいと考えております。

伊藤 委員
門屋 委員

分かりました。

今のことで、4の敷地のことですが、実線の左側が公園ということですよ。今の半月型のところはどこが所有者ですか。

敦賀 室長
門屋 委員
敦賀 室長

このうち3分の2は国有地で残り3分の1が市の所有です。

南側のくっついているところが市と考えていいですか。

はいそうです。南側3分の1が市有地で、北側3分の2が国有地です。

門屋 委員

ということは、市有地に関しては、そこも含めて今回の開発に入るという考え方ですか。半月状の道路から南側と考えていいのですか。

敦賀 室長

この辺につきましては、今、所管の国の出先とも協議をしているのですけれど、分かりづらいのですが、弓状の道路に至るまでに、啓北公園の北側に三角形の土地があって、そこも国有地でございます。そこも含めて先方と調整をしてまいりたいということで、逆に向こう側からも申し出がある状況で、今後詰めていくことになるかと思えます。

門屋 委員
田中委員長

ありがとうございました。

それでは、基本機能に移りたいと思います。1から6まで分かれておりますが、何かございますか。

市之川委員

新総合体育館には大会や個人利用、防災といろいろな機能が考えられますけれど、大会と個人利用の比率について、大会は優先して押さえて、空いているところを個人利用という考え方になるのか、どのように使用されるのでしょうか。

敦賀 室長

現総合体育館の利用状況でいきますと、年間160日が大会や大会に向けて競技団体が全館もしくはメインアリーナ等を借りるという利用状況になっております。特に週末が中心になっていて、平日日中は個人利用が多い状況ですが、かなり余裕があり、その余裕がある中でスポーツ教室を指定管理者、もしくは私どもが実施しております。今は週末、夜間の競技者利用が大半というような状況です。この詳細な数字については、基本調査でもまとめておりますが、後ほどお示しさせていただきたいと思えます。平日の日中の個人利用を促していくかということが一番必要なところで、メインアリーナ

やサブアリーナが空いている状況ですので、うまく調整をしていきたいと思えますし、現状では市之川委員がおっしゃったように、団体の利用については、翌年度の大きな大会については優先的に予約を受付けて、利用調整をした上で余裕があるところは個人利用ができるというお知らせの仕方をしております。

市之川委員
敦賀 室長

週末はほとんど個人利用は無理ということですか。

大会の種類にもよりますけれど、午前中や夕方終わるとか、午後から大会が入るということもあり、全面的に週末に使えないということではなくて、場所や時間帯によっては使えるところもあります。

西尾 主幹

利用状況につきまして、平成24年度の統計で申し上げます。専用の利用は5万6,692人、個人利用が4万7,837人で、専用の方が若干多いということでございます。

門屋 委員

指定管理者の問題と絡むのですが、する、みる、ささえる市民がいるのだらうと思えます。結論から言えば、運営上、官民共同の何かを作っていくというお考えはありますか。

敦賀 室長

現在の指定管理者制度の中でも、市民、あるいは利用者へのスポーツ振興という具体的なソフトの取組みについては、指定管理者側から提案を受け、市教委としてはこういう基本方向でやってくださいとか、例えば、地域スポーツの普及も含めて考えてほしいなどの一定の条件を含めながら、学習、スポーツ教室、スポーツ振興事業を指定管理者の取組みとして展開してもらっております。その経費捻出についても、指定管理者側で検討してもらっている状況で、ある意味、民と共同で市民のスポーツ振興について検討しながら進めております。今後も指定管理者としていくのであれば考えていくこととなりますし、新しい総合体育館では、基本調査の中でも総合型地域スポーツクラブを設置したいと考え方をもっておりますので、市民が主体になりながら、市も裏側でサポートしながら、市民自らが企画をして、スポーツの取組みを展開していくこととなりますので、市民の方々と協力し合いながらやっていくこととなります。併せて新しい総合体育館は、現在もそうですけれど、体育団体の連絡窓口になっており、事務局員も1名置いております。競技団体も一般市民向けにいろいろな取組みをしておりますので、より集い易い形で体育団体と連絡調整をしながら、一緒に取組んでいく場にしていければと考えております。

門屋 委員

これはお願いなのですが、指定管理者制度になろうと直営でやろうと、どんな形で運営されようと、これからの様々な運営というのは、官民共同の手法を取り入れていくことによって、官がいつも民の方から要望だけを受けていく関係性を極力減らしていくような形のものにしてほしいと、そういったものの考え方をお持ちに

なってほしいという希望だけお話ししておきます。意見がほしいわけではありません。よろしくお願ひしたいと思ひます。

田中委員長

駐車場についてお伺ひしたいのですが、現状の総合体育館の台数は何台で、制約はあるでしょうけれども、どのくらいにしたいのか、もし展望をお持ちであれば教えてください。

敦賀 室長

現状は公式には145台程度しか停められないのですが、通路にも無理に停めることもあるので、実際には200台近くまでは入れなくはないです。新しい総合体育館は図面をご覧くださいと、現総合体育館の建築面積が3,800㎡で延床面積が5,800㎡ということです。想定している新しい総合体育館の延床面積が12,000㎡ということは、延床面積だけでも倍になり、敷地面積も倍近くなります。いかに啓北公園の土地を活用しても駐車場が大きく広がることは考えづらひののですが、配置の工夫や出入口のアプローチは、かつては徒歩もあったため、かなり広いアプローチがござひます。その部分の工夫をし、更には先ほどお話ししました河川敷に抜ける道路がありますので、堤防の河川側には河川敷公園のための駐車場もござひます。大きな大会の時には、近隣でもある程度対応できますので、調整をしながら、日常利用と大会利用の駐車場の面積を確保していきたいと考えております。

市之川委員

今の駐車場に関して、外部からの機材搬入の確保ということですが、市民のための駐車場は路面に作るとして、先だつて見学させていただいた体育館は都会ですから建物の下にあつて、そこから運ぶようになっていました。帯広の場合は建物の中にも駐車場を作つて、動線的にスムーズにするのか、それとも入り口の外に作つて、すぐに運べるようにするのか、どのようにお考えですか。

敦賀 室長

当然のことながら、大きな機材を入れるということはある得ますので、搬入口については、半地下にするのか、地下にするのか、そのまま入れるようにするのか、実際の建て方によって変わりますが、十分配慮してまいりたいと思ひます。また、ここにも少し書いてありますが、車椅子利用の方が雪や雨が降つている中、乗り降りや車椅子を出し入れの際に現在は濡れっぱなしで入ってくるほかないのですが、それについても、半地下、あるいはカーポートにするのか、検討してまいりたいと考えております。

市之川委員

器具もそうですけれども、選手が控え室からすぐに競技に入れるような、動線的にも無駄のない設計だと思ひました。

田中委員長

他になれば、次の4、5、6について確認したいと思ひます。何か質疑はござひますか。

市之川委員

スケジュールについてですが、(2)PFI導入可能性調査の取りまとめが27年1月に行われるということは、どこかで導入可能性調査が始まらなくてはいけないと思うのですが、どこから始ま

るのか教えてください。

敦賀 室長

基本計画の中でおおよそ施設の概要が見えてきた段階から並行して始まるという形でイメージしております。考え方としては、基本計画骨子案が出てきた後、同時に基本計画策定作業と一緒にスタートしていくという流れになります。

市之川委員

分かりました。もう1点、敷地のところで、現総合体育館の敷地と建築延床面積が提示されていますが、現駐車場も入れたほうが分かりやすいと思います。建ぺい率などあると思うので、単純に引いただけではありませんよね。

田中委員長

よろしくお願いします。

伊藤 委員

スケジュールの中で、中間報告の前あたりに、担当事務局と教育委員で、現在の総合体育館や森の体育館などを、ここに掲げられている内容を浮かべながら視察をすると、その中で不便さや活用できる部分など、見えてくるものがあるかと思しますので、都合がつくのであれば、現施設を見て回ることを要望したいのですが、いかがでしょうか。

敦賀 室長

はい、ぜひご覧いただきたいと思しますので、調整させていただきたいと思します。

伊藤 委員

PFIについては全くの素人で、どういうものが分かりませんが、ガイドラインに基づき慎重に進められるということはよろしいと思します。契約が10年ないし20年、あるいはそれ以上になるのか分かりませんが、そうなるとう様な変動があるのではないかと思します。契約時の契約そのものが非常に重要性を帯びてくると思しますので、官と民のリスク分担が十分になされないと大変なことになる気がするので十分に検討してほしいのと、それから、実際に運営するにあたっては、新総合体育館の中に市役所の職員も常駐することになるのか、あるいは一切置かず任せてしまうのか、時折監査するという体制になるのかお聞かせいただきたいと思します。

敦賀 室長

仮にPFIでいった場合でお話させていただくと、リスク分担については、当初の段階で想定される分について全部契約に反映させます。国内の事例でうまくいっていないところは、リスク分担が不明確であったというところで、お互い齟齬が発生して、亀裂になるということもありますので、十分に精査していく必要があると思します。PFI制度がスタートして間もなく10年近くなりますので、いろいろな事例が出てきて、法律も改正され強化されてきております。そういった事例も調査しながら契約書の作成をしていきたいと思します。特に総合体育館等については、自由度の部分も高く、その一方で大きな人身事故に至る可能性も想定されており、現実に発生しておりますので、そういったところも含めて綿密な契約条項、協議、予想されなかった時の協議体制など整理していく必要がある

と思います。近年改正されたPFI法によれば、市の職員を派遣することは可能になっております。ただ、現状の総合体育館などの施設では派遣の事例はありません。今の指定管理者の中でもモニタリングを我々も工夫しながらやってきておりますので、モニタリングの仕方についても、PFIの場合、どの程度まで精度を上げていくことも今後整理が必要かと思っております。

伊藤 委員
田中委員長

分かりました。

他になれば、質疑を終結し、本件を終了します。

事務局からの説明は以上であります。この際、各委員から他にご意見、ご質問等があれば、お受けいたします。

伊藤 委員

全国学力テストに関する公表は、適切な処置をされていて、私個人としては大変好ましいと思っています。それと並行して体力測定もなされているのではないかと思いますので、データや成果や課題も含めての公表のお考えがあればお示しいただきたいと思っております。

橋場 部長

平成25年度の全国体力・運動能力等調査の結果につきましては、既にご報告済みでございますけれども、今年度につきましては市長選挙のタイミングもございましたことから、この後、各方面に報告させていただいて、新聞等でも公表してまいりたいと思っております。ただ、平成26年度のこの調査につきましては、学力の調査同様に今年度から要項の中で、公表につきましては、教育委員会が各学校の結果を公表できることとなっております。体力等につきましては、何秒、何mなどの生の数値とともに、全国平均を50とした場合の偏差値、T得点と言われておりますけれども、それも公表されております。これも国・道、道教委により十勝管内の数値も既に明らかになっておりますことから、基本的には学力の公表同様に市全体の数値については公表してもよいのではないかと。また、学校別の数値は出さないこととしたい。各学校のホームページで学力と同じように、概要や取組み状況を公表してさせていただいて、それを市のホームページとリンクするという考え方で学校と協議してまいりたいと考えております。体力等の調査につきましては、実施日が5月から7月とかなり幅広く違いがあります。場所もグラウンドや体育館で行うなどの違いがありますし、子どもたちの履いているシューズも違います。計測器具や計測する先生方も違うということもあわせて、学力以上に条件の違いが著しいと認識しております。その他、体型や子どもたちの肥満度というデータもあり、公表の内容につきましては、十分に配慮する必要があると考えております。こういった基本的な考え方をもって、学校と協議してまいりたいと考えているところで。以上です。

伊藤 委員

分かりました。学力テストの時もそうでしたけれど、個人が特定されるような公表の仕方は問題があるかと思っておりますので、十分配慮

されて公表をお願いします。

田中委員長

私からも1つだけ、昨日、一昨日にニュースになっておりました倉敷の事件は、まだ、事件の全貌が明らかになっていないわけではありませんが、ああいうことが起きるということを想定しておかなければならないと思っています。帯広市教育委員会としては学校への注意喚起をお考えなのかどうか。まだであれば、然るべきタイミングでしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

橋場 部長

不審者情報につきましては、全国的に様々な事件がございますし、市内においても幸い大きな事件には至っておりませんが、不審者情報というのは入ってまいります。今回の倉敷の事件が明らかになった段階で、教育委員会としては学校に対して通知をしております。市内の不審者情報が増えているということと、今回、倉敷でも事件があったということと、併せて有効な手がかりとして、不審者の車両があった場合に、ナンバーをきちっと取っておくことを添えて周知したところであります。それから安全ネットワークの登録率も徐々に上がってきておりますが、こういったこともありますので、ぜひ、登録願いたいということを働きかけしているところでございます。以上です。

田中委員長

ぜひ、よろしくをお願いします。

他になれば、本日予定されておりました案件はすべて終了いたしました。

以上で平成26年第15回帯広市教育委員会会議を閉会いたします。